

第2 自立支援、介護予防・重度化防止の推進

<現状と課題>

- 高齢単身世帯や認知症の人等の増加が見込まれる中、高齢者が住み慣れた地域で安心・安全に暮らし続けるためには、地域における見守りや支え合い、自立した日常生活に必要な多様な支援サービス、良質な住まいの確保などが必要です。
- 高齢者が高齢者を介護する、介護期間が長期化するなど、家族介護者の精神的・肉体的負担の増加が深刻化しているため、家族介護者の負担軽減を図ることが重要です。
- 高齢期を元気でいきいきと暮らすためには、高齢期を迎える前から健康の保持・増進に取り組むとともに、要介護状態等になることの予防又は軽減若しくは重度化防止に取り組むことが重要です。

<六次プランの数値目標の達成状況>

(単位：箇所)

指 標	平成29年度	目標値(R2年度)	見込値(R2年度)	達成率
デマンド型乗合タクシー等導入数(累計)	42	48	49	116.7%

- ▼ 市町において、地域交通網の見直しを検討する中で、地域住民にとって利用しやすい交通機関の導入が進み、目標を達成しています。

(単位：箇所)

指 標	平成28年度	目標値(R2年度)	見込値(R2年度)	達成率
要支援・要介護認定者千人当たり 居宅・地域密着型サービス事業所数	19.6	20.5	19.8	22.2%

- ▼ 一部サービスの整備の遅れにより、目標を下回っていますが、居宅・地域密着型サービス事業所数は、着実に増加しています。

(単位：年)

指 標	平成25年	目標値(R2年度)	直近値(H28年)	達成率
健康寿命① (日常生活に制限のない期間の平均)	男性:71.09 女性:75.23	延伸させる	男性:72.18 女性:75.18	—
指 標	平成26年度	目標値(R2年度)	直近値(H30年度)	達成率
健康寿命② (日常生活動作が自立している期間の平均)	男性:79.00 女性:83.81	延伸させる	男性:79.86 女性:84.16	—

- ▼ 健康寿命は順調に延伸しています。

(単位：箇所)

指 標	平成28年度	目標値(R2年度)	直近値(R1年度)	達成率
住民主体の通いの場の数	1,241	1,630	1,723	123.9%

- ▼ 住民主体の通いの場の数は、順調に増加しています。

(単位：件)

指 標	平成28年度	目標値(R2年度)	見込値(R2年度)	達成率
公共的施設の適合証交付件数(累計)	586	726	629	30.7%

▼ 公共的施設の新築件数の減少により目標を下回っていますが、適合証の交付件数は着実に増加しています。

(単位：件)

指 標	平成28年度	目標値(R2年度)	見込値(R2年度)	達成率
成年後見制度による申立件数	440	523	463	27.7%

▼ 申立件数は目標を下回っていますが、地域福祉権利擁護事業の活用と併せた一体的な支援が行われています。

<取組方針>

高齢者がその有する能力に応じ、住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、高齢者一人ひとりの状態やニーズに応じた支援体制の充実・強化を図ります。

また、高齢期になっても元気で生きがいのある生活が送れるよう、生涯を通じた健康づくりや介護予防・重度化防止の取組を推進します。

1 自立した日常生活・在宅生活への支援

自立した日常生活・在宅生活への支援の充実を図るため、生活支援サービスに係る市町の取組支援の充実や良質な高齢者向けの住まいの確保を促進します。

また、高齢者の在宅生活を支援するとともに介護離職の防止を推進するため、家族介護者への支援等を促進します。

(1) 生活支援サービスに係る市町支援の充実

住み慣れた地域において、ひとり暮らし高齢者等が自立した生活を続けることができるよう、様々な地域資源を活用し、安否確認、緊急時の対応、生活支援の取組を支える人材の養成など、アウトリーチの視点に立った多様な生活支援サービスが提供できる体制づくりを促進します。

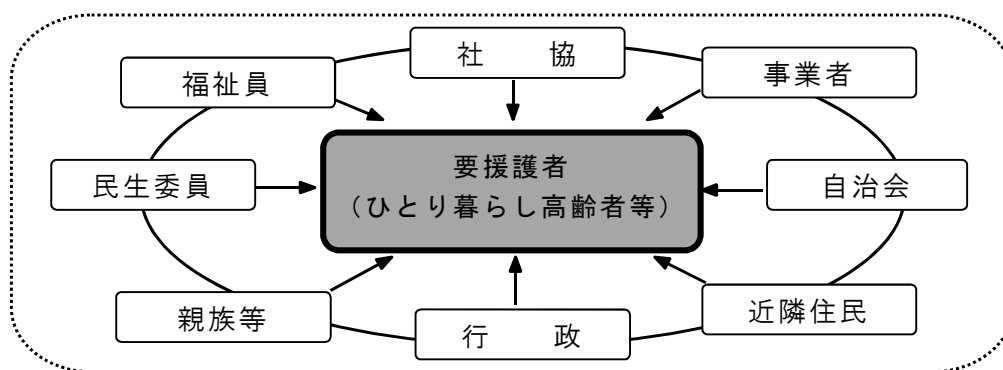
ア 福祉の輪づくり運動の促進や地域資源を活用した重層的な見守り・支え合い体制の充実・強化

- 民生委員を通じ、ひとり暮らし高齢者等の状況把握を進めるとともに、市町や社会福祉協議会、住民組織等における情報共有や連携を促進します。
- 困ったときにお互いが助け合う組織づくりを進める「福祉の輪づくり運動」

の展開や、自治会、小学校区などの身近な地域から市町全域に至る重層的な地域の支え合いの仕組みづくりなど、高齢者の日常生活を支える体制強化に向けた取組を支援します。

- 行政や住民組織、民生委員、地域で事業活動を行う民間事業者等の幅広い連携・協働による「重層的な見守りネットワーク」の充実を図るとともに、活動の定着や活性化に向けた取組を支援します。
- 高齢者のいる世帯における家庭内の事故等による通報に随時対応するための体制整備に向けた市町の取組を支援します。
- 見守りが必要なひとり暮らし高齢者等に対し、老人クラブや行政機関等が実施する定期的な訪問活動や、市町が実施する食事の提供に併せて安否確認を行う配食サービスなどの取組を支援します。

【図3-I-2-1】重層的な見守りネットワークのイメージ



イ 配食等による生活支援

- 加齢に伴う心身機能の低下や障害等により調理が困難な高齢者等に対し、在宅での自立支援及び生活の質の向上を図るため、市町が実施する栄養バランスに配慮した食事の提供を行う配食サービスの取組を支援します。
- ひとり暮らし高齢者等が増加する中で、地域における高齢者の在宅生活を支えるため、生活用品の宅配や移動販売、デマンド型乗合タクシーの運行などの取組を支援します。

〔数値目標3〕デマンド型乗合タクシー等運行

指 標	令和2年度 (2020)	令和5年度(目標値) (2023)
デマンド型乗合タクシー等導入数(累計)	49箇所	51箇所

ウ 生活支援の取組を支える人材の養成や体制の整備

- 元気な高齢者をはじめ、住民が担い手として参加する住民主体の活動や、多様な主体によるサービスの提供体制を構築する市町の地域支援事業(生活

支援体制整備事業) の取組を促進します。

- 高齢者のニーズに応じた生活支援サービスが提供できるよう、地域に不足する生活支援サービスの開発や担い手の育成等の役割を担う、生活支援コーディネーターを養成し、その資質向上を図ります。
- 元気な高齢者が生活支援の担い手などの役割のある形で社会参加できるよう、高齢者個人の特性や希望に合った就労的活動をコーディネートする役割を担う就労的活動支援コーディネーターの配置を支援します。
- 地域の課題解決や関係団体等の連携・協働による資源開発ができるよう、生活支援に関する定期的な情報共有や連携を目的とした、市町による協議体の設置、活用を促進します。
- 市町が実施する介護予防・日常生活支援総合事業において、配食や定期的な安否確認、緊急時の対応、その他地域における日常生活の支援に資するサービスが適切に提供できるよう、体制の整備を支援します。

(2) 良質な高齢者向け住まいの確保

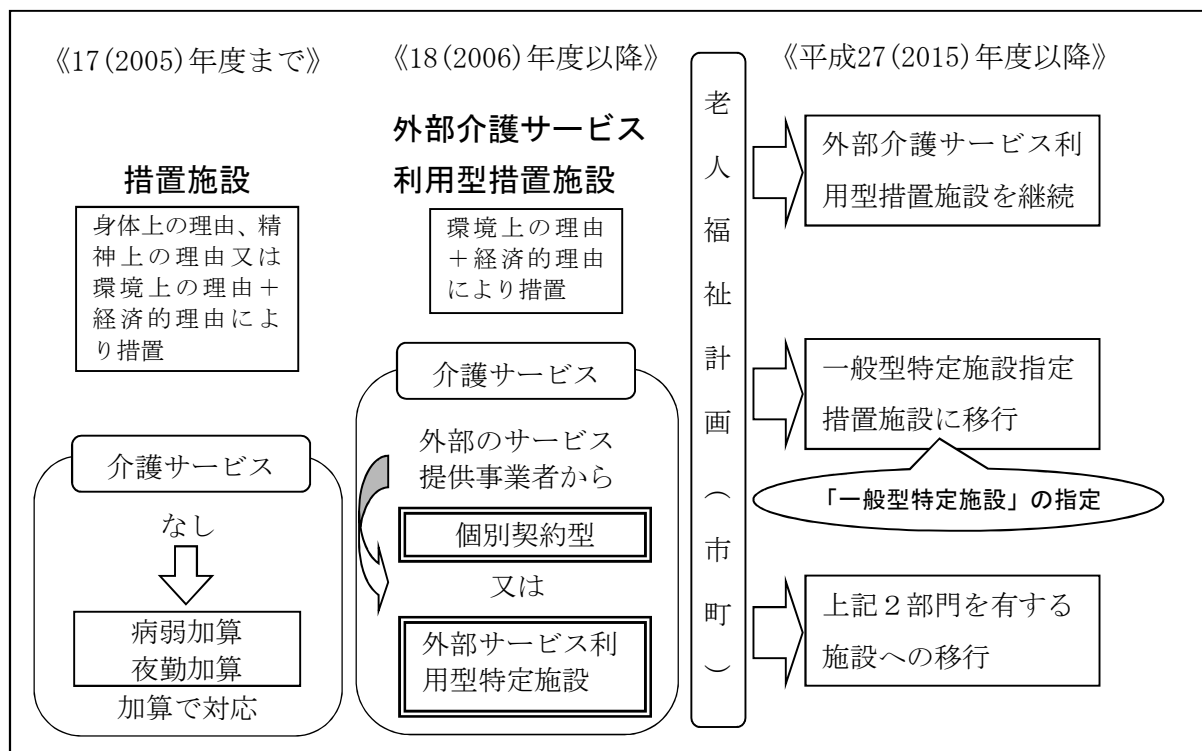
ひとり暮らし高齢者等の増加を踏まえ、高齢者がより安定した住生活を送ることができるよう、「住生活基本計画」、「高齢者居住安定確保計画」及び「賃貸住宅供給促進計画」との調和を図りながら、見守りに配慮した多様な住まいの確保と居住環境の改善への取組を促進します。

ア 高齢者居住関係施策の推進

＜養護老人ホーム＞

- 養護老人ホームについては、入所者の生活支援ニーズに対応するため、「外部介護サービス利用型措置施設」（「個別契約型」又は「外部サービス利用型特定施設」）への移行が進んでいます。
- 今後も、被措置者の状況等も踏まえて、外部サービス利用型や一般型特定施設への移行が考えられることから、移行に当たっては、各施設の取組を支援します。
- 老朽化している施設については、改築等により、個室化、バリアフリー化など居住環境の向上を改善する取組を支援します。

【図3-I-2-2】 養護老人ホームの移行フロー



【表3-I-2-1】 養護老人ホームの状況

区 分	令和2年度 (2020)	令和5年度 (2023)
養護老人ホーム入居定員	1,370人	1,370人

＜軽費老人ホーム（ケアハウス、A型）＞

- 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例では、軽費老人ホームはケアハウスが標準とされ、A型については、建替までの経過的施設としての位置付けとされています。
- A型については、老朽化している施設が多いことから、改築によりバリアフリー化など居住環境の向上が図られるケアハウスへの移行を支援します。
- ケアハウスについては、地域バランスや需要動向等を踏まえるとともに、同様の機能を持つ生活支援ハウス、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅等の整備状況にも配慮しながら、計画的な整備を促進します。整備に当たっては、生活関連施設の状況や交通の利便性及び医療・在宅サービスとの連携に配慮するよう助言します。
- 介護ニーズや地域の実情等を踏まえ、中・軽度の要介護者の受け皿として、介護保険法上の特定施設の指定の取組を促進します。

【表3-I-2-2】軽費老人ホームの状況

区 分	令和2年度 (2020)	令和5年度 (2023)
軽費老人ホーム入居定員	2,487人	2,567人

<生活支援ハウス>

- 入居者に対する通所介護や、生活援助員による相談・助言等のサービスの提供、介護予防、生活支援サービスによる支援体制の充実を支援します。

【表3-I-2-3】生活支援ハウスの状況

区 分	令和2年度 (2020)	令和5年度 (2023)
生活支援ハウス施設数	21箇所	21箇所

<有料老人ホーム>

- 有料老人ホームについては、その施設規模やサービス内容等が多岐にわたることから、入居希望者がその選択にあたり参考となるよう、県内施設の設置状況等について、ホームページ等で情報提供を行います。
- 高齢者が安心して入居できる環境を確保するため、指導指針に基づく、新規、定期等の立入検査や毎年1回の事業実施状況報告等を通じて、施設の管理運営や情報開示等の状況について把握するとともに、必要に応じ指導を行います。
- 市町等と連携し、届出が必要となる施設の把握と設置者への指導を行います。

【表3-I-2-4】山口県内の有料老人ホームの届出施設数及び定員数

区 分	平成30年1月1日現在 (2018)	令和3年1月1日現在 (2021)
施 設 数	245施設	277施設
定 員	7,168人	8,527人

<サービス付き高齢者向け住宅>

- 安否確認や生活相談などのサービスを提供するサービス付き高齢者向け住宅の供給の促進を図るため、ホームページ等を活用し、事業者へ登録制度の概要等について普及啓発を行うとともに、入居希望者がその選択に当たり参考となるよう、登録情報の提供を行います。

- 高齢者が安心して入居できる環境を確保するため、立入検査や報告徴収を通じて、住宅の管理運営等の状況について監督し、必要に応じ指導を行います。

【表3- I -2-5】山口県内のサービス付き高齢者向け住宅の登録件数

区 分	平成30年1月1日現在 (2018)	令和3年1月1日現在 (2021)
件 数	138件	142件
戸 数	3,311戸	3,424戸

<公営住宅>

- 建替に当たっては、高齢者世帯や子育て世帯が混在できるよう多様な規模のバリアフリー化された住宅を供給するとともに、既存の住宅についても改善によるバリアフリー化を進めます。
- 高齢者世帯が公営住宅へ入居する際の入居要件や優先入居制度について、周知を行います。

<民間賃貸住宅>

- 民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するために、県、市町、不動産関係団体、居住支援団体から構成される「山口県居住支援協議会」等により、高齢者が入居可能な住宅の登録や情報提供等の支援、関係機関との連携による高齢者の居住の安定に資する方策の検討等を進めます。

イ 住宅施策と連携した取組の推進

- 高齢者がニーズに合った住宅に安心して住むことができるよう、住宅部局と連携して、住宅情報の提供に努めます。
- 大規模な公営住宅団地の建替の際には、地域の実情を踏まえ、社会福祉施設等の併設を進めます。
- 地域支援事業を活用して、高齢者向けの住宅への改修を希望する者に対する相談援助が充実するよう、市町の取組を支援します。
- 県や市町の住宅相談窓口において、バリアフリーや省エネ改修などのリフォームに係る住宅の相談体制等の充実を図ります。

(3) 家族介護者への支援

介護離職の防止に向けて、ニーズに応じた家族介護支援サービスを提供するなど、家族介護者へのレスパイトケアを充実するため、家族介護者の心身の負担軽減を図る取組を支援します。

ア 相談体制の充実

- 家族介護者が心配ごとや悩みを一人で抱え込まず、気軽に相談できるように、地域包括支援センターを中心とした多職種連携による相談対応や介護サービス相談員の配置など、相談体制の充実等を図ります。
- 認知症の人やその家族が身近で気軽に相談できるオレンジドクターや地域包括支援センター、認知症に関する専門的医療機関である認知症疾患医療センターによる相談対応に加え、かかりつけ医等の認知症対応力の向上などを通じて、認知症に関する様々な相談体制の充実を図り、家族介護者の支援に取り組みます。

イ 家族介護支援事業に対する支援

- 家族介護教室の開催など地域支援事業等を活用して、地域の実情に応じたきめ細かな家族介護者支援を行う市町の取組を支援します。

ウ 適切な介護サービス等の提供

- 家族介護者が一時的に介護の負担から離れ休息するために、通所介護や短期入所生活介護等の介護サービスを利用できる環境整備を促進します。
- 住み慣れた地域における生活を支えるため、認知症対応型通所介護や小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスの提供体制の充実を図ります。
- 家族介護者の負担の軽減を図るため、介護支援専門員等に対する専門的な福祉用具・住宅改修に関する研修を実施し、高齢者の心身の状態に合った適切な福祉用具の活用や居宅生活の継続を促進します。

〔数値目標4〕 要支援・要介護認定者千人当たり居宅・地域密着型サービス事業所

指 標	令和元年度 (2019)	令和5年度(目標値) (2023)
要支援・要介護認定者千人当たり 居宅・地域密着型サービス事業所数	19.7箇所	20.2箇所

2 健康づくりと介護予防・重度化防止の推進

高齢期になっても元気で生きがいのある生活が送れるよう、生涯を通じた健康寿命延伸に向けた取組を推進します。

また、関係機関等との連携を強化し、高齢者一人ひとりの状態に応じた介護予防・重度化防止に係る市町の取組を支援します。

(1) 生涯を通じた健康寿命延伸に向けた取組の推進

健康づくりの指針となる「健康やまぐち21計画（第2次）」に基づき、高齢者等が健康で自立した生活を送ることができるよう健康づくりと介護予防に取り組めます。

ア 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底

- 死亡原因の第1位であるがんや要介護となる主要な原因の脳血管疾患、重大な合併症を引き起こす恐れのある糖尿病等の生活習慣病対策を推進するため、食生活の改善や運動習慣の定着による一次予防（発症予防）、定期的な健診の受診等による二次予防（早期発見、早期治療）、合併症や症状の進展等を抑制する三次予防（重症化予防）の観点から健康づくりに取り組めます。
- 「第3期山口県がん対策推進計画」に基づき、市町や医療機関等と連携し、がん検診の有効性や精密検査の意義等に関する普及啓発を強化するほか、特定健診との同時実施や、休日・平日夜間における実施など受診しやすい環境づくりに取り組み、受診率の向上を図ります。
- 県生活習慣病検診等管理指導協議会の各がん部会において、検診のあり方や検査の精度管理について検討し、市町や検診実施機関へ情報提供することにより、がん検診の実施方法を改善し精度管理の向上を図ります。

イ 社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上

- 骨、関節、筋肉等の運動機能の低下により、介護が必要となる可能性が高い運動器症候群（ロコモティブシンドローム）に対しては、自ら予防のための運動を実践できるよう、「やまぐち健幸アプリ」の活用など、壮年期からの予防対策を行います。
- 高齢者の自主的な健康づくり活動を促進するため、老人クラブが行う健康づくりや介護予防活動などの取組を支援します。
- 「ふれあい・いきいきサロン」等において、レクリエーション活動などによる住民が主体となった高齢者の日常的な健康づくり・介護予防活動を促進します。
- 介護予防活動の普及啓発やボランティアの育成、地域における自助グルー

プの組織化などを促進する市町の取組を支援します。

ウ 生活習慣の改善及び取り巻く環境の整備

- 「第3次やまぐち食育推進計画」に基づき、要支援・要介護状態になる恐れの高い高齢者を対象に、栄養改善や口腔機能の向上プログラムにより、栄養状態の改善や嚥下機能向上が適切に実施されるよう市町等の取組を支援するとともに、配食サービスにより、栄養バランスのとれた食事の提供を行います。
- 食を通じた健康づくりに取り組む食生活改善推進協議会組織の育成支援を行い、健全な食生活を実践することのできる食育活動など、地域に密着した活動等を支援します。
- 生涯を通じた歯・口腔の健康づくりを促進するため、「やまぐち歯・口腔の健康づくり推進計画」に基づき、市町や歯科保健関係者等と連携を図り、80歳になっても自分の歯を20本以上保つことを目標とした「8020運動」を推進します。
- 歯周病は、糖尿病や認知症をはじめとする全身の疾患や健康づくりと関連が深いことから、生涯を通じた歯・口腔の健康づくり対策を推進します。

エ 健康を支え、守るための社会環境の整備

- 県民一人ひとりによる主体的な健康づくりの実践を社会全体で支援するため、健康づくりについてのホームページ「健康やまぐちサポートステーション」や各種イベント等を通じた普及啓発を行うとともに、多様な活動主体による自発的な取組を進めるため、県民の健康づくりを支援する事業所・店舗等を登録する「やまぐち健康応援団」や、県民による主体的な健康の保持増進を積極的に支援する機能を備えた薬局「健康サポート薬局」の充実を図ります。
- 県健康づくりセンターについては、人材の育成・研修や、健康情報の提供、調査研究の実施など、県民の健康づくりの中核的施設としての機能を充実します。

〔数値目標5〕健康寿命の延伸

指 標	現状値	令和5年度(目標値) (2023)
健康寿命① (日常生活に制限のない期間の平均)	男性：72.18年 (平成28年) 女性：75.18年 (2016)	延伸させる
健康寿命② (日常生活動作が自立している期間の平均)	男性：79.86年 (平成30年度) 女性：84.16年 (2018)	延伸させる

(2) 介護予防・重度化防止に係る市町支援の充実等

高齢者ができる限り要介護状態にならずに自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防ケアマネジメントの適切な実施とともに、高齢者一人ひとりの状態やニーズに応じた多様な介護予防や重度化防止に係るサービスの提供体制の構築を支援します。

ア 介護予防ケアマネジメントの促進

高齢者一人ひとりの状態に応じた介護予防サービスが提供されるよう、地域包括支援センターの保健師や介護支援専門員等による適切な介護予防ケアマネジメントの実施を支援します。

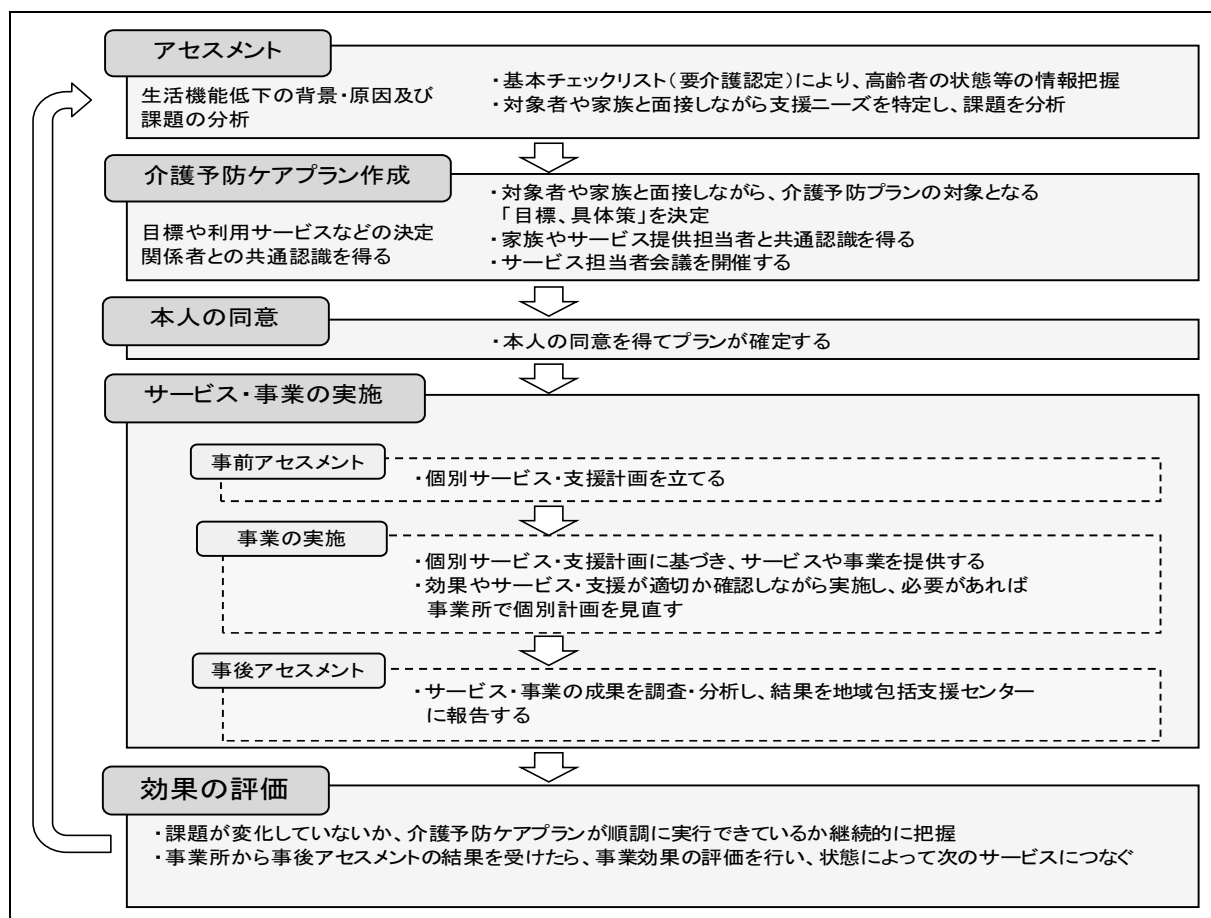
(7) 介護予防が必要な高齢者の早期把握

- 地域包括支援センターの総合相談支援業務や保健師による訪問指導との連携、基本チェックリストや介護保険の要介護認定結果の活用を通じて、介護予防が必要な高齢者を把握する取組を支援します。
- 医療機関や民生委員、健康づくりボランティア等とのネットワークを拡大・強化し、介護予防に関するきめ細かな情報提供を進める取組を支援します。

(イ) 介護予防ケアマネジメントの確立

- ケアプラン作成に関わる人材の養成・確保のため、地域包括支援センター職員等に対する研修を実施します。
また、介護予防ケアマネジメントを円滑に実施するため、担当者のスキルアップに向けた取組を支援します。
- 要支援・要介護状態になる恐れの高い高齢者を早期に把握し、課題の分析からサービス提供後のフォローアップまで、高齢者一人ひとりの状態に応じて一貫・連続して支援する地域包括支援センターの活動を支援します。
- 介護予防事業への参加により状態が改善した後も、高齢者が自立した生活を継続していけるよう、高齢者の主体的な取組を促進する地域支援事業等の市町の総合的な施策展開を支援します。

【図3- I -2-3】 介護予防ケアマネジメントの概要



※状況に応じて簡略化した介護予防ケアマネジメントや初回のみ介護予防ケアマネジメントを実施

イ ニーズに応じた介護予防・重度化防止に係るサービスの提供

高齢者の生活機能の改善に向けたサービスを充実し、多様な介護予防のニーズに適切に対応できるよう、市町が実施する地域支援事業等の取組を支援するとともに、重度化防止に係るサービスの利用を促進します。

(7) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

介護予防・日常生活支援総合事業は、住民等の多様な主体の参画や、多様なサービスを充実させることにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的なサービスを提供する取組です。

a 一般介護予防事業

- 一般介護予防事業は、65歳以上の高齢者を対象に、市町が実施する生活機能の維持や向上を図るための取組や、高齢者の介護予防に資する地域づくりを推進する取組です。
- 高齢者自らが社会参加を通じて介護予防につなげる、介護支援ボランティア活動などの主体的な取組を促進するため、市町が実施する地域活動組織や人材の育成などの取組を支援します。

- 介護予防に関する活動の普及・啓発を促進するため、関係団体と連携した、市町による健康相談会や介護予防教室等の取組を支援します。
- 介護予防に効果のある体操など、住民主体で行う場を更に充実するために、市町による「通いの場」の立ち上げ・育成・拡大の取組を促進します。

また、高齢者がそれぞれの年齢や性別、健康状態、関心などに応じて参加できるよう、市町における多様で魅力的な「通いの場」等の介護予防の取組を支援します。

- 後期高齢者医療広域連合と市町が、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に取り組めるよう、県内の健康課題の俯瞰的把握、事業の評価、事例の横展開などの支援を行います。

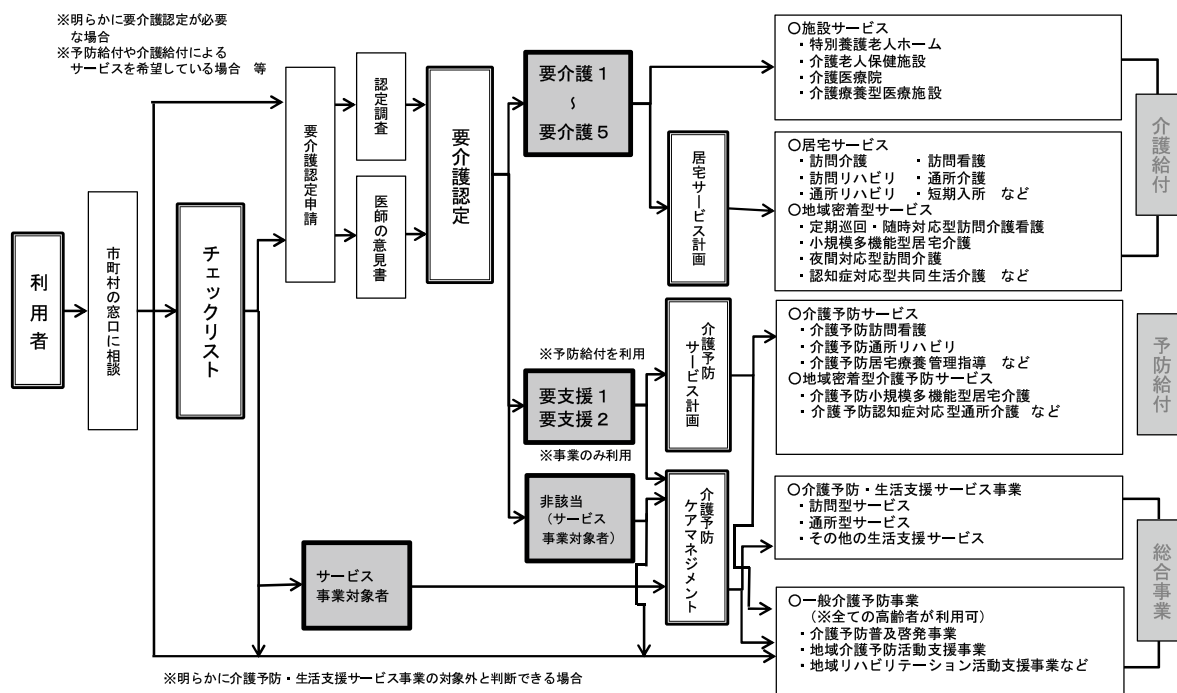
〔数値目標6〕住民主体の通いの場

指 標	令和元年度 (2019)	令和5年度(目標値) (2023)
通いの場への参加率	5.8%	7.2%

b 介護予防・生活支援サービス事業

- 介護予防・生活支援サービス事業は、要支援者や基本チェックリストにより該当した高齢者（住民主体のサービスについては、継続してサービスの利用を希望する要介護者で市町が必要と認める高齢者を含む。）を対象として、市町が実施する介護予防訪問介護等に相当するサービスや住民主体の取組等によるサービスを通して、多様な生活支援のニーズに対応する取組です。
- 身体介護・生活援助や、調理・掃除等の一部介助など、地域の実情に応じた多様なサービスからなる訪問型サービスの提供を支援します。
- 生活機能の向上のための機能訓練や、閉じこもり予防を目的とした「通いの場」の提供など、地域の実情に応じた多様なサービスからなる通所型サービスの提供を支援します。
- 高齢者の地域における自立した日常生活の支援を目的とした、配食や定期的な安否確認、緊急時の対応等の生活支援サービスの提供を支援します。
- 住民主体の多様なサービスの充実や、要支援者等が選択できるサービス・支援を充実させるための体制整備、生活支援の取組を支える人材の養成等、市町の取組を支援します。

【図3-I-2-4】介護予防・日常生活支援総合事業のサービスの利用手続き



(イ) 重度化防止に係るサービスの推進

- 要介護（要支援）認定者の増加が見込まれる中、重度化の防止を図るため、適切かつ効果的なリハビリテーションの利用を促進するとともに、サービス見込み量に対応できるようサービスの提供を進めます。

【数値目標7】リハビリテーション提供体制

指 標	令和元年度 (2019)	令和5年度(目標値) (2023)
通所リハビリテーションの定員総数	4,475人	4,685人

ウ 関係機関等との連携強化による介護予防の推進

(ア) 地域包括支援センターと事業者との連携強化

- 介護予防のニーズにきめ細かく対応できるよう、市町が実施する事業の評価・検証や介護予防ケアマネジメント等を通じて介護予防サービスの改善等につなげていくことができるよう、関係機関の連携を強化する取組を支援します。
- 市町が実施する地域支援事業による介護予防事業や、介護予防・日常生活支援総合事業、要支援の高齢者を対象とした予防給付において、介護予防効果の適切な評価を行い、一人ひとりに応じたきめ細かなフォローアップの取組を支援します。

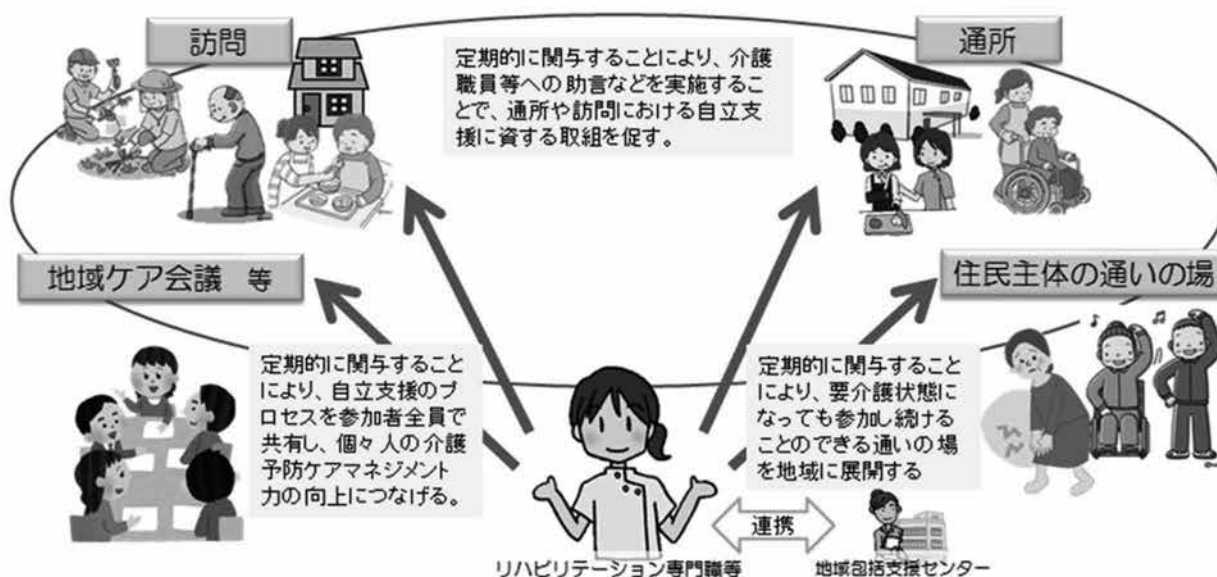
また、地域支援事業と予防給付の緊密な連携による取組を支援します。

(イ) リハビリテーション専門職等との連携強化

- 高齢者の心身機能、活動、参加の各要素にバランスよく働きかける介護予防事業を強化するため、リハビリテーション関係団体等と連携し、地域ケア会議や介護予防事業等へのリハビリテーション専門職等の参画による効果的な介護予防の取組を推進します。

【図3-I-2-5】リハビリテーション専門職等の関与のイメージ

○ 地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民主体の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する。



リハビリテーション専門職等は、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民主体の通いの場等の介護予防の取組を地域包括支援センターと連携しながら総合的に支援する。

3 地域における支援の充実

高齢者が尊厳を保ち安心・安全に暮らせるよう、高齢者の生活を地域で支える仕組みや基盤の整備を促進します。

(1) 市町における包括的な支援体制整備への支援

地域共生社会の実現に向けて、地域住民と行政などが協働し、公的な体制による支援とあいまって、地域や個人が抱える生活課題を解決していくことができるよう、市町における包括的な支援体制整備への支援に努めます。

(2) 地域での生活を支える基盤づくり

ア 福祉のまちづくりの推進

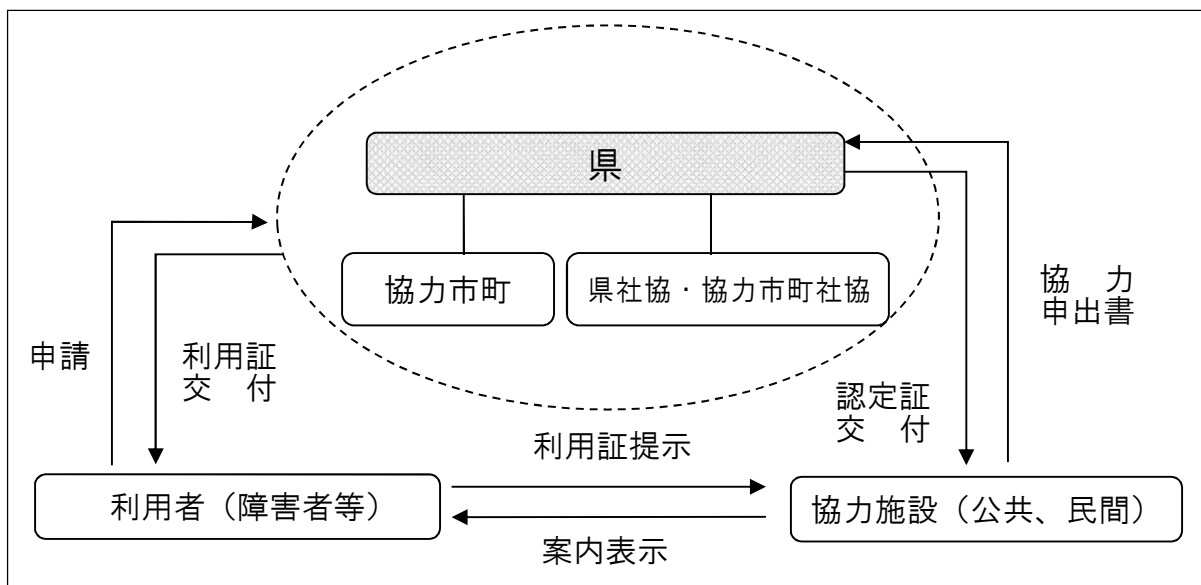
○ 高齢者、障害者等が自らの意思で自由に行動し、平等に社会参加できる「福祉のまちづくり」を一層促進するため、ユニバーサルデザインについて普及啓発や県民意識の高揚に努めるとともに、すべての人々の利用に配慮した建築物や歩行空間、交通システム、公園、住宅等の整備を促進します。

○ 「山口県福祉のまちづくり条例」等に基づき、高齢者、障害者等に配慮した公共的施設の整備を促進します。

また、「やまぐち安心おでかけ福祉マップ」等により、高齢者、障害者等が利用しやすい公共的施設の情報を提供します。

○ 公共施設や店舗などの身障者用駐車場の適正利用を図るため、市町や関係団体、民間企業等の協力を得ながら、「やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度」の一層の普及・定着を推進します。

【図3- I -2-6】 やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度の概要



〔数値目標 8〕福祉のまちづくり推進

指 標	令和元年度 (2019)	令和5年度(目標値) (2023)
公共的施設の適合証交付件数(累計)	616件	668件

(注)「山口県福祉のまちづくり条例」に基づく適合証は、病院、ホテル等の公共的施設のうち、高齢者や障害者等の利用に配慮した構造等基準に適合したものとして県が交付。

- 高齢者の移動手段を確保するため、買い物や通院など、日常生活に必要なバス路線の確保・充実を図るとともに、福祉バスの運行やバス・タクシー等への乗車に対する助成など、市町による移動手段の確保を促進します。
- また、高齢者の移動の利便性の向上を図るため、ノンステップバスの導入や、地域の実情に応じたデマンド型乗合タクシー等の導入を促進します。

〔数値目標 3 (再掲)〕デマンド型乗合タクシー等運行

指 標	令和2年度 (2020)	令和5年度(目標値) (2023)
デマンド型乗合タクシー等導入数(累計)	49箇所	51箇所

イ 高齢者の安心・安全対策の推進

- 住宅火災による死亡者数のうち高齢者が占める割合が高く、高齢者に対する火災予防の周知が重要であるため、県住宅防火対策推進協議会を中心として、引き続き高齢者を重点として注意喚起を行います。
特に、逃げ遅れによる被害を防止するため、重点的に、住宅用火災警報器の設置や適切な維持管理の啓発等を促進します。
- 交通事故死者に占める高齢者の割合が5割以上と高水準で推移している現状を踏まえ、高齢者自身の交通安全意識の高揚や、運転者等の高齢者に対する保護意識の醸成を図るなど、関係機関・団体等と連携した各種の交通安全対策を推進します。
- 運転免許人口に占める高齢者の割合が増加していることから、高齢者の事故防止につながるよう、高齢ドライバーが運転免許を自主的に返納しやすい環境づくりを推進します。
- 高齢者をうそ電話詐欺等の犯罪から守り、地域で安心・安全に暮らしていくことができるよう、各種ネットワークを通じて情報提供を行うとともに、高齢者宅を個別に訪問して防犯・交通安全に係る指導や高齢者に必要な情報提供等を行います。
- 高齢者等が安全かつ安心して外出できる交通社会の形成を図る観点から、歩道のバリアフリー化など安全・安心な歩行空間を整備するとともに、視認性の向上など高齢者が安心して運転しやすい道路の整備を推進します。

(3) 高齢者虐待の防止及び権利擁護の推進

高齢者が尊厳を保ち安心して暮らすことができるよう、虐待防止ネットワークの強化や成年後見制度の普及など、高齢者虐待の防止や権利擁護に向けた取組を総合的に推進します。

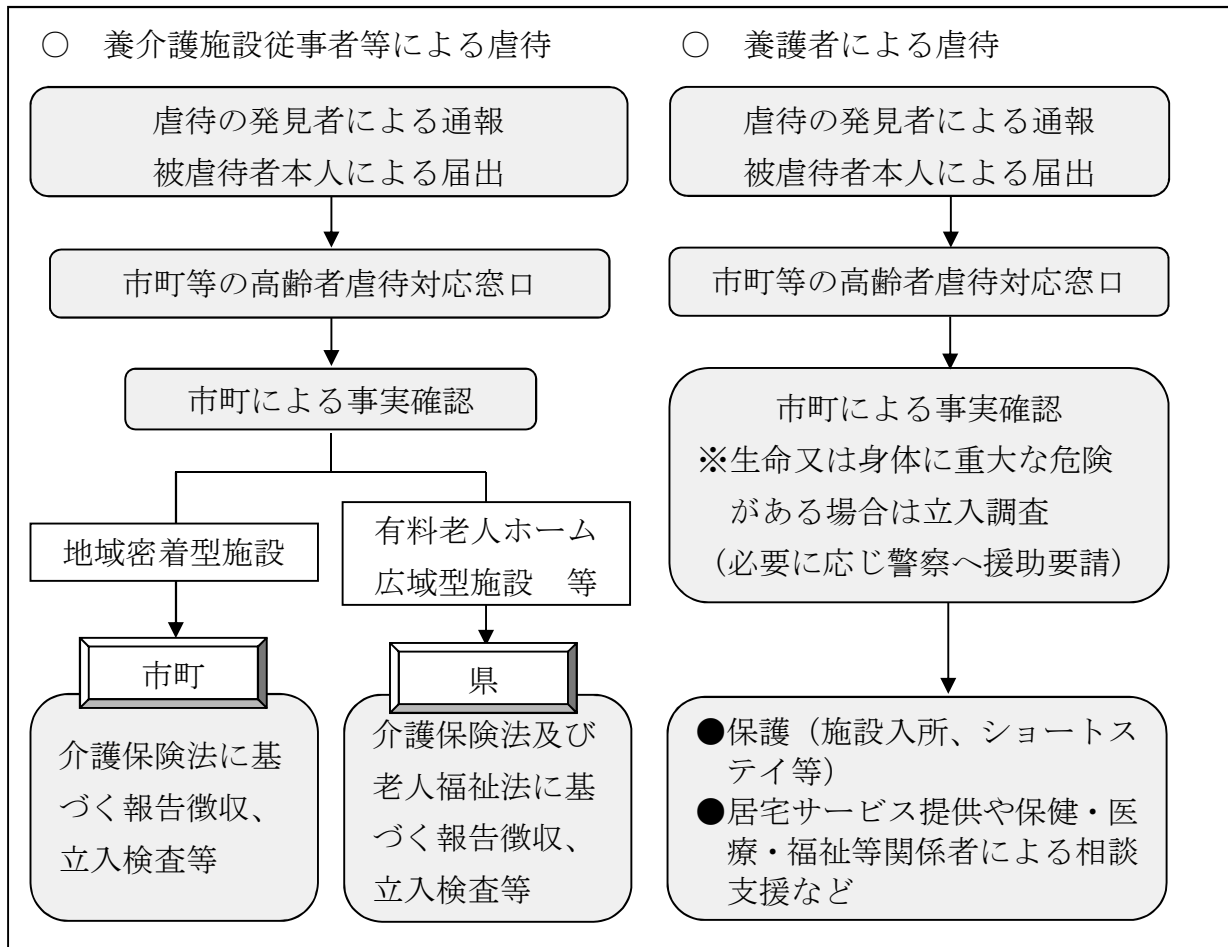
ア 高齢者虐待の防止対策の推進

- 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の普及啓発や虐待通報・相談窓口の周知を行い、県民の理解と協力による高齢者虐待防止を推進します。
- 地域包括支援センターを中心とした、保健・医療・福祉をはじめ、消費生活、権利擁護、警察等関係機関との連携による虐待防止ネットワークの強化に向けた市町の取組を支援します。
- 高齢者虐待をより早く的確に発見し、関係者の知識や援助技術、多職種連携による適切な対応や支援が展開できるよう、地域包括支援センター等に対する専門的な業務相談体制の確保に係る助言や研修等を実施します。
- 高齢者虐待の防止と家族介護者への支援の観点に立って、「福祉の輪づくり運動」等と連携した家族介護者を見守り支える地域づくりを支援します。
- 介護保険施設等に対しては、高齢者虐待の防止、身体的拘束の原則禁止等の観点から、虐待や身体的拘束についての理解促進や、虐待防止の取組についての指導等を行い、施設における高齢者の尊厳の保持に努めます。

【表3- I -2-6】 高齢者に係る虐待件数

区 分	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)
養護者による虐待	96件	96件	110件	129件	100件
養介護施設従事者による虐待	4件	3件	7件	8件	0件

【図3- I -2-7】虐待に気づいた場合の対応



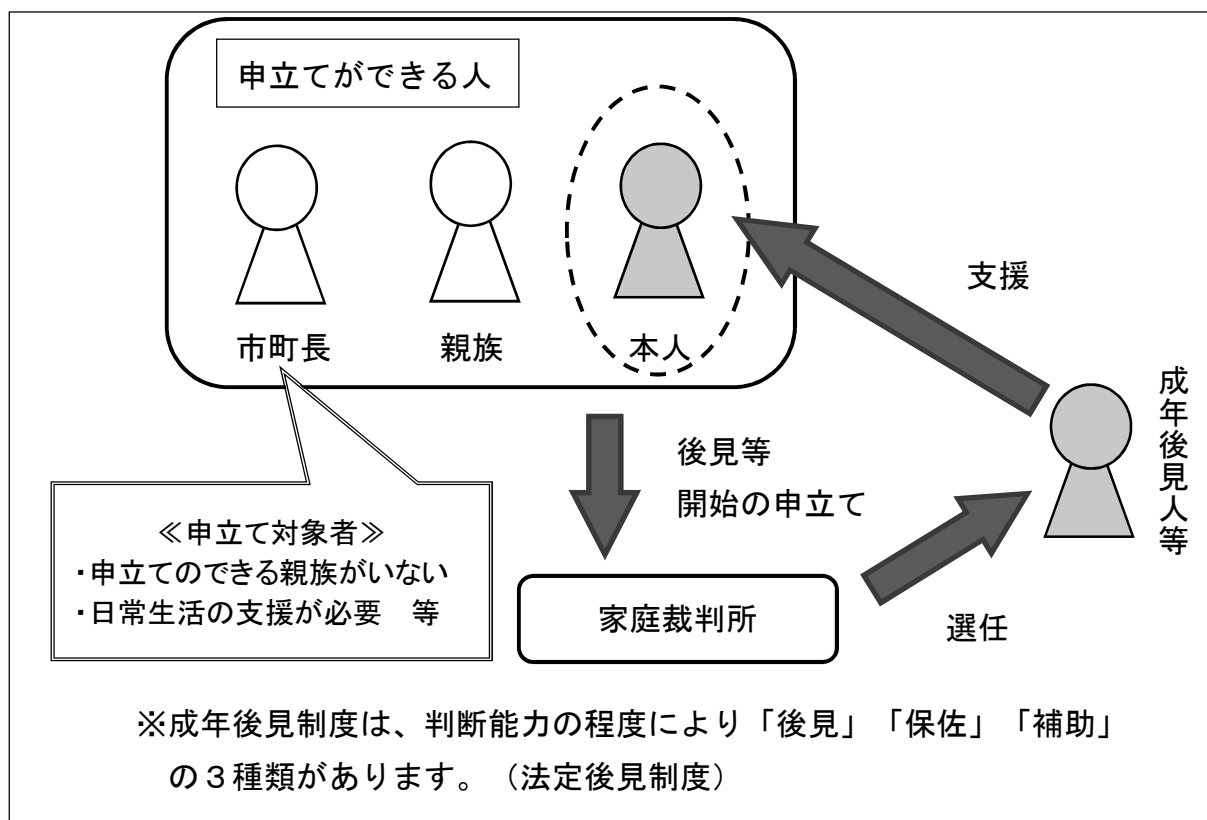
イ 高齢者の権利擁護の推進

- 判断能力が十分でない高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、社会福祉協議会における地域福祉権利擁護事業の一層の推進に向けた取組を支援します。
- 成年後見制度利用促進法に基づき、成年後見制度の利用を促進するため、制度の周知啓発に努めるとともに、地域の特性に応じた自主的・主体的な市町の取組を支援します。
- 支援を必要とする方の意思を尊重し、心身や生活状況等に応じた適切な援助が実施できるよう、市町における関係機関と連携した地域連携ネットワーク体制の構築及びその中核となる機関の整備を促進するとともに、成年後見制度利用促進法に基づく市町計画の策定を促進します。
- 親族や専門家による成年後見を受けることができない人も必要な後見が受けられるよう、社会福祉法人等による法人後見の取組や市町による市民後見人の育成等の取組を支援します。

【表3- I -2-7】 地域福祉権利擁護事業の実施状況

区 分	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)
契約件数	1,092件	1,107件	1,114件

【図3- I -2-8】 成年後見制度の概要



〔数値目標9〕 権利擁護の推進

指 標	令和元年度 (2019)	令和5年度(目標値) (2023)
成年後見制度利用促進法に基づく市町計画を策定している市町数	2市町	19市町

(4) 災害時における要配慮者への支援

- 平成23(2011)年3月に発生した東日本大震災において、多くの高齢者が犠牲となったことを踏まえ、「避難行動要支援者名簿」を活用した実効性の高い避難支援が円滑に行われるよう、県の「要配慮者マニュアル策定ガイドライン」に基づき、市町の「要配慮者マニュアル」及び「避難行動要支援者名簿」、「個別計画」の作成等に、必要な助言指導を行い、災害時に特に配慮が必要となる高齢者等への支援に努めます。
- 災害時に避難支援等に携わる地域の自主防災組織の育成に取り組むとともに

に、マニュアルや在宅の高齢者等の個別計画等の実効性を高めるため、避難訓練等を実施する市町等を支援し、災害リスクの高い地域における避難体制づくりを促進します。

(5) 感染症発生時の要援護者への支援

- 新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止について、各発生段階における対策を実施するとともに、感染症発生時には、在宅の高齢者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療等）等に取り組む市町の支援に努めます。